

# SINCE LONG AGO PEOPLE LIVE HERE, YOSHINO GARI



古代も今も。  
くらしつづく町、  
吉野ヶ里。

## 若者の定住を応援します

吉野ヶ里町内に住宅を購入し、令和3年4月1日以降に入居される夫婦に定住奨励金を支給します！

基本額 **20** 万円 + 子ども **10** 万円 + 町外からの **10** 万円  
1人につき 転入の場合

※半額分は吉野ヶ里町商品券となります。

### 基本額の支給要件

- 住宅への入居日が令和3年4月1日以降の者。
- 入居日において、自己及び配偶者がともに45歳未満の者。
- 自己又は配偶者が住宅の所有者（住宅の所有が共有に係る場合は、当該共有者の内から選任された代表者）であること。
- 住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。
- 配偶者と共に入居日又は登記の日のいずれか遅い日から5年以上吉野ヶ里町内に定住する者であること。
- 入居日の前日から遡って1年以内に、対象住宅の所在地に自己及び配偶者のいずれもが住所を定めたことがないこと。
- 住宅に居住する全員が吉野ヶ里町暴力団排除条例（平成24年吉野ヶ里町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

※予算が終了し次第、今年度の定住奨励金の受付を締め切りますので、対象となる人は早めに申請ください。

### 対象住宅の要件

- 居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの。
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。
- 昭和56年6月1日以前に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明できること。

### 子育て加算金要件 【10万円×子の人数】

- 申請者又はその配偶者とともに対象住宅に入居した中学生以下（入居日時点）の申請者の子一人につき10万円を加算。

### 転入加算金要件 【10万円加算】

- 自己及び配偶者が令和3年4月1日以降に本町へ転入した者であること。
- 対象住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年以内に本町内に住所を定めたことがない者であること。

※入居日：奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び偶者の双方が住所を定めた日。



福岡までアクセス抜群！住みやすか



詳細は町HPで！

問

吉野ヶ里町役場 まち未来課 まちづくり推進係 ☎0952-37-0332

## 定住奨励金の申請に必要な書類

■	申請書（様式1号）※町HP参照
■	誓約書（様式2号）※町HP参照
■	住宅に居住する世帯全員の住民票謄本（個票）（発行後3ヶ月以内で続柄及び本籍記載のもの）
■	住宅の請負契約書又は売買契約書の写し
■	住宅の取得に係る領収書及び内訳明細書の写し
■	住宅に係る土地及び建物の全部事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの）
■	建築基準法に基づく検査済証の写し又は昭和56年6月1日以前に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明する書類
■	住宅の案内図、配置図及び各階平面図
■	申請者及びその住宅に住む全員（申請年度の4月1日時点で18歳以上）の滞納のない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）※学生の場合は在学証明書等
■	住宅の完成時又は取得時の写真
○転入加算を申請する場合	
■	住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年間の居住地の履歴が分かる戸籍の附票

## 移住・定住、子育てに役立つ制度

移住支援金	東京23区（在住者又は通勤者）から吉野ヶ里町に移住し、都道府県が運営する就職マッチングサイトに移住支援金の対象の求人として掲載された企業に就職された方等に移住支援金（単身60万円、世帯100万円）が支給されます。	
空家バンク	吉野ヶ里町内にある空家の利活用（売却・賃貸）を考える所有者の方が登録した物件情報を、空家の購入や賃借を希望する方に向けて発信します。	まち未来課 0952-37-0332
空家流通促進事業補助金	空家バンクに物件登録された方に管理費等を補助します、又、利用希望登録をし、バンクの登録物件を購入した方に、空家の購入費や解体費、リフォーム費等、賃貸した方に初期費用を補助します。	
結婚新生活支援補助金	令和3年1月1日から令和4年3月31日に結婚した新婚の夫婦に、吉野ヶ里町内に構える新居の購入費や賃貸に係る初期費用、引っ越し費用を補助します。	
出生祝金	赤ちゃんの誕生を祝福し、祝金を支給します。	
子どもの医療費助成事業	18歳になる日の属する年度末日までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。	
病児保育事業・病後児対応	子どもが病気のため、自宅での保育が困難な場合に、病院等で保育を行います。（事業に係る事務は佐賀市へ委託しています）	
一時預かり事業	家庭で一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所にて預かります。	こども保健 0952-37-0346
ファミリーサポートセンター	子育ての援助を受けたい人と行いたい人が、子育てについて助け合います。	
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の交流促進や、育児相談等を行います。	
Neue（ノイエ）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報提供や利用相談に応じます。	
こんにちはあかちゃん訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育等の相談に応じます。	
学校給食費補助金	18歳になる日の属する年度末日までの子どもが2人以上いる保護者を対象に、町立小中学校に在籍する第2子以降の子どもの学校給食費を補助します。	学校教育課 0952-37-0339
放課後児童クラブ	就労等で保護者が日中家庭にいない小学生を、授業終了後等にクラブで預かります。	社会教育課 0952-37-0341